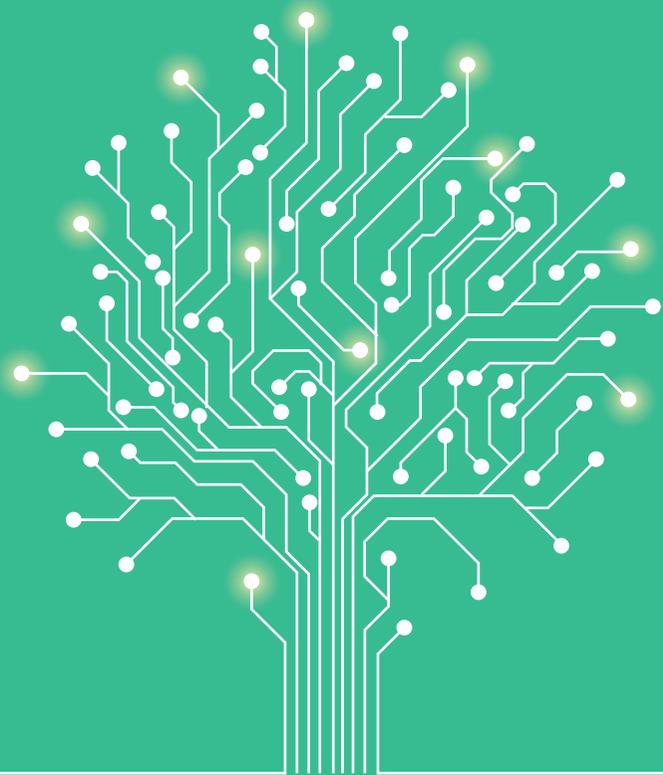


2024年度版
第三種電気主任技術者

合格講座

法規条文集

重要語句が赤字になっておりますので、市販の赤い下敷き等をご用意いただき、暗記にご活用ください。



電気事業法関連

● 電気事業法 第1条

この法律は、電気事業の[運営]を[適正]かつ[合理的]ならしめることによって、[電気の利用者]の[利益を保護]し、及び[電気事業]の[健全な発達]を図るとともに、電気工作物の[工事]、[維持]及び[運用]を規制することによって、[公共安全]を確保し、及び[環境の保全]を図ることを目的とする。

● 電気事業法 第2条

「小売供給」とは、[一般の需要]に応じ電気を供給することをいう。

「小売電気事業」とは、[小売供給]を行う事業をいう。

「小売電気事業者」とは、小売電気事業を営むことについて[経済産業大臣]の[登録]を受けたものをいう。

「振替供給」とは、他の者から受電した者が他の者に、[受電]した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

「接続供給」とは次のものをいう。

- ・小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、当該他の者の[小売電気]事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。
- ・非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、当該他の者に対して[あらかじめ申し出た]量の電気を供給すること。

振替供給および接続供給のことを「[託送供給]」ともいう。

「一般送配電事業」とは、自らが[維持]し、及び[運用]する[送電]用及び[配電]用の電気工作物により、その[供給区域]において[託送供給]及び[電力量調整供給]を行う事業をいう。

また、次に掲げる小売供給を行う事業を含むものとする。

- ・その供給区域における一般の需要に応ずる電気の供給を[保障]するための電気の供給（これを「[最終保障供給]」という）。
- ・その供給区域内に[離島]がある場合において、当該[離島]における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（これを「[離島供給]」という）。

「一般送配電事業者」とは、一般送配電事業を営むことについて[経済産業大臣]の[許可を受けた者]をいう。

「送電事業」とは、自らが[維持]し、及び[運用]する送電用の電気工作物により一般送配電

事業者に〔振替供給〕を行う事業をいう。

〔送電事業者〕とは、送電事業を営むことについて〔経済産業大臣〕の〔許可を受けた者〕をいう。

〔特定送配電事業〕とは、自らが〔維持〕し、及び〔運用〕する送電用及び配電用の電気工作物により〔特定の供給地点〕において〔小売供給〕又は〔託送供給〕を行う事業をいう。

〔特定送配電事業者〕とは、特定送配電事業を営むことについて〔経済産業大臣〕に〔届出をした者〕をいう。

〔発電事業〕とは、自らが〔維持〕し、及び〔運用〕する発電用の電気工作物を用いて電気を発電する事業をいう。

〔発電事業者〕とは、発電事業を営むことについて〔経済産業大臣〕に〔届出〕をした者をいう。

〔電気事業〕とは、〔小売〕電気事業、〔一般送配電〕事業、〔送電〕事業、〔特定送配電〕事業及び〔発電〕事業をいう。

小売電気事業者は、〔正当な理由〕がある場合を除き、その小売供給の相手方の〔電気の需要〕に应付するために必要な〔供給能力〕を確保しなければならない。

〔電気工作物〕とは、発電、変電、送電若しくは配電又は〔電気の使用〕のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物をいう。

● 電気事業法 第 17 条

- ・一般送配電事業者は、〔正当な理由〕がなければ、その〔供給区域〕における〔託送供給〕を拒んではならない。
- ・一般送配電事業者は、その〔電力量調整供給〕を行うために〔過剰〕な〔供給能力〕を確保しなければならないこととなるおそれがあるとき、その他〔正当な理由〕がなければ、その〔供給区域〕における〔電力量調整供給〕を拒んではならない。
- ・一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持及び運用する者から、当該電気工作物を電線路に電氣的に接続することを求められたときは、〔電気〕的又は〔磁気〕的な〔障害〕を与えるおそれがあるとき、その他〔正当な理由〕がなければ、当該接続を拒んではならない。

● 電気事業法 第 26 条

一般送配電事業者は、その供給する電気の〔電圧〕及び〔周波数〕の値を電気事業法施行規則第 38 条で定める値に〔維持〕するように努めなければならない。

電気事業法施行規則 第 38 条に規定する電圧値は、その電気を〔供給する場所〕において次のとおりとする。

標準電圧 100V は [101 ± 6] V を超えない値。標準電圧 200V は [202 ± 20] V を超えない値。

● 電気事業法 第 34 条

経済産業大臣は、電気の需給の [調整] を行わなければ電気の供給の不足が [国民経済] 及び [国民生活] に悪影響を及ぼし、[公共の利益] を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、[使用電力量] の限度、[使用最大電力] の限度、[用途] 若しくは使用を停止すべき [日時] を定めて、電気の [使用] を制限すべきこと又は [受電電力] の容量の限度を定めて小売電気事業者等からの [受電] を制限すべきことを [命じ]、又は [勧告] することができる。

● 電気事業法施行令 第 4 条

電気事業法 第 34 条による電気の使用の制限は次のとおり。

- ・使用電力量の限度又は使用最大電力の限度を定めてする電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、[500] kW 以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等の供給する電気を使用する者について行うものでなければならない。
- ・用途を定めてする電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、[装飾] 用、[広告] 用その他これらに類する用途について行うものでなければならない。
- ・使用を停止すべき日時を定めてする電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、1 週につき [2] 日を限度として行うものでなければならない。
- ・受電電力の容量の限度を定めてする受電を制限すべきことの命令又は勧告は、[3000] kW 以上の受電電力の容量をもって電気の供給を受けようとする者について行うものでなければならない。

● 電気事業法 第 38 条

「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。

- ・ [600] V 以下の電圧で受電する電気工作物。
- ・受電のための電線路以外の電線路により [構内] 以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。
- ・構内に設置する [小規模発電設備] ただし、次に掲げる電気工作物を除く。
 - ・ [小規模発電設備] 以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの。
 - ・火薬類取締法に規定する [火薬類] を製造する事業場に設置するもの。ただし、[煙火]

を除く。

- ・ 鉱山保安法に規定する [石炭坑] に設置するもの。

「事業用電気工作物」とは、[一般用電気工作物] 以外の電気工作物をいう。

「自家用電気工作物」とは [電気事業] の用に供する電気工作物及び [一般用電気工作物] 以外の電気工作物をいう。

● 電気事業法施行規則 第 48 条

「小規模発電設備」とは、次のとおり。

- ・ 太陽電池発電設備であって出力 [50]kW 未満のもの。
- ・ 風力発電設備であって出力 [20]kW 未満のもの。
- ・ 水力発電設備であって出力 [20]kW 未満かつ最大使用水量が [1]m³/s 未満のもの、ただし、[ダム] を伴うものを除く。
- ・ 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力 [10]kW 未満のもの。
- ・ 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって出力 [10]kW 未満のもの。
- ・ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が [0.1]MPa 未満のもの。
- ・ 道路運送車両法に規定する [自動車] に設置される燃料電池発電設備であって、道路運送車両の保安基準に適合するもの。
- ・ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に規定する [スターリングエンジン] で発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であって出力 [10]kW 未満のもの。

ただし、同一の構内に設置する小規模発電設備の出力の合計が [50]kW 以上となるものを除く。

● 電気事業法施行令 第 1 条

電気工作物から除かれる工作物は次のとおり。

- ・ 鉄道営業法、軌道法若しくは鉄道事業法が適用され若しくは準用される [車両]。
- ・ 船舶安全法が適用される [船舶]。
- ・ 海上自衛隊の使用する [船舶]。
- ・ 道路運送車両法に規定する [自動車] に設置される工作物であって、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に [電気を供給] するためのもの以外のもの。
- ・ 航空法に規定する [航空機] に設置される工作物。
- ・ 電圧 [30]V 未満の電氣的設備であって、電圧 [30]V 以上の電氣的設備と電氣的に接続さ

れていないもの。

● 電気事業法 第 39 条

[事業用電気工作物を設置する者] は、事業用電気工作物を主務省令で定める [技術基準] に [適合] するように [維持] しなければならない。

● 電気事業法 第 39 条 2

主務省令で定める技術基準は、次に掲げるところによらなければならない。

- ・事業用電気工作物は、[人体に危害] を及ぼし、又は [物件に損傷] を与えないようにすること。
- ・事業用電気工作物は、他の [電气的設備] その他の [物件の機能] に [電气的] 又は [磁气的] な障害を与えないようにすること。
- ・事業用電気工作物の [損壊] により一般送配電事業者の [電気の供給] に著しい [支障] を及ぼさないようにすること。
- ・事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の [損壊] によりその一般送配電事業に係る [電気の供給] に著しい [支障] を生じないようにすること。

● 電気事業法 第 40 条

[主務大臣] は、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、[事業用電気工作物を設置する者] に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を [修理] し、[改造] し、若しくは [移転] し、若しくはその使用を [一時停止] すべきことを命じ、又はその使用を [制限] することができる。

● 電気事業法 第 42 条

[事業用電気工作物を設置する者] は、事業用電気工作物の [工事]、[維持] 及び [運用] に関する [保安] を確保するため、保安を [一体] 的に確保することが必要な事業用電気工作物の [組織] ごとに [保安規程] を定め、当該組織における事業用電気工作物の [使用の開始前] に、主務大臣に届け出なければならない。

事業用電気工作物を設置する者及びその [従業者] は、[保安規程] を守らなければならない。
事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、[遅滞なく]、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、[事業用電気工作物を設置する者] に対し、保安規程を [変更] すべきことを命ずることができる。

● 電気事業法施行規則 第 50 条

需要設備の保安規程は次の事項を定めるものとする。

- ・事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する [業務を管理] する者の [職務] 及び [組織] に関すること。
- ・事業用電気工作物の工事、維持又は運用に [従事する者] に対する [保安教育] に関すること。
- ・事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための [巡視]、[点検] 及び [検査] に関すること。
- ・事業用電気工作物の [運転] 又は [操作] に関すること。
- ・発電所の運転を [相当期間停止] する場合における [保全] の方法に関すること。
- ・[災害] その他 [非常] の場合に採るべき措置に関すること。
- ・事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての [記録] に関すること。
- ・事業用電気工作物の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る [実施体制] 及び [記録の保存] に関すること。
- ・その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し [必要] な事項。

● 電気事業法 第 43 条

[事業用電気工作物を設置する者] は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する [保安の監督] をさせるため、[主任技術者] を [選任] しなければならない。

また、[自家用] 電気工作物を設置する者は、主務大臣の [許可] を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

(補足) 選任する者の有する電気工事士資格、設備の規模等により許可の基準が定められている。

事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したときは、[遅滞なく]、その旨を [主務大臣] に届け出なければならない。

これを [解任] したときも、同様とする。

主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する [保安の監督の職務] を [誠実] に行わなければならない。

事業用電気工作物の工事、維持又は運用に[従事する者]は、主任技術者がその[保安]のためにする[指示]に従わなければならない。

● 電気事業法施行規則 第 56 条

主任技術者の監督範囲は次のとおり。

- ・ 第 1 種電気主任技術者は、[すべて]の事業用電気工作物の工事、維持及び運用。
- ・ 第 2 種電気主任技術者は、電圧 [17 万]V 未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用。
- ・ 第 3 種電気主任技術者は、電圧 [5 万]V 未満かつ発電所においては出力 [5000]kW 未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用。

ただし、上記において、[第 1 種ダム水路]主任技術者及び[第 1 種ボイラー・タービン]主任技術者の監督範囲は除く。

● 電気事業法 第 44 条

[経済産業大臣]は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に[違反]したときは、その主任技術者免状の[返納]を命ずることができる。

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行わないことができる。

- (A) 主任技術者免状の[返納]を命ぜられ、その日から[1]年を経過しない者。
- (B) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、[罰金]以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から[2]年を経過しない者。

● 電気事業法施行規則 第 52 条

自家用電気工作物の保安管理業務の委託契約がされているものであって、[保安上支障]がないものとして主務大臣の[承認]を受けた事業場について、次の要件を満たす場合は電気主任技術者を[選任]しないことができる。

- ・ [水力]発電所、[火力]発電所、[太陽電池]発電所、[風力]発電所において、電圧 [7000]V 以下で連系等をする出力 [2000]kW 未満の発電所。
- ・ 前項以外の発電所において、電圧 [7000]V 以下で連系等をする出力 [1000]kW 未満の発電所。
- ・ 電圧 [7000]V 以下で受電する需要設備。
- ・ 電圧 [600]V 以下の配電線路。

● 電気事業法施行規則 第 52 条

出力 2000kW 未満の自家用電気工作物である水力発電所に係る事業場のうち、当該水力発電所の保安管理業務の委託契約が締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣の [承認] を受けたものについては、[ダム水路主任技術者] を選任しないことができる。

事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に [2] 以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。

ただし、[保安上支障] がないと認められる場合であって、主務大臣の [承認] を受けた場合は、この限りでない。

● 電気事業法 第 47 条（工事計画の認可）

事業用電気工作物の工事であって、[公共安全] の確保上、特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について [主務大臣] の [認可] を受けなければならない。

● 電気事業法 第 48 条（工事計画の事前届出）

事業用電気工作物の工事であって、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を [主務大臣] に届け出なければならない。

また、その届出が受理された日から [30] 日を経過した後でなければ、その届出に係る [工事] を開始してはならない。

● 電気事業法施行規則 別表第 2

発電所における工事計画の認可を要する工事は、出力 [20] kW 以上の発電所の設置であって、[水力] 発電所、[火力] 発電所、[燃料電池] 発電所、[太陽電池] 発電所、[風力] 発電所以外の設置工事。

需要設備における工事計画の事前届出を要する工事の例は次のとおり。

- ・受電電圧 [1 万] V 以上の需要設備の設置の工事。
- ・変更の工事であって次の設備に係るもの。
- ・他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための電圧 [1 万] V 以上の遮断器の設置、[取替]、[20] %以上の [遮断電流] の変更を伴う改造の工事。
- ・電圧 [1 万] V 以上であって容量 [1 万] kVA 以上の変圧器の設置、[取替]、[20] %以上

の [容量] の変更を伴う改造の工事。

発電所における工事計画の事前届出を要する工事の例は次のとおり。

- ・出力 [500]kW 以上の燃料電池発電所の設置の工事。
- ・出力 [2000]kW 以上の太陽電池発電所の設置の工事。
- ・出力 [500]kW 以上の風力発電所の設置の工事。

太陽電池における工事計画の事前届出を要する工事の例は次のとおり。

- ・出力 [2000]kW 以上の太陽電池の設置、[取替]、[20]%以上の [電圧] の変更若しくは [支持物の強度] の変更を伴う改造の工事。
- ・出力 [2000]kW 以上の太陽電池の修理であって、[支持物の強度] に影響を及ぼすもの。

● 電気事業法 第 49 条

同法第 47 条の工事計画の認可を受けて工事をする事業用電気工作物であって、[公共の安全] の確保上、特に重要なものとして主務省令で定めるものは、その工事について [主務大臣] の [検査] を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

同法第 49 条の使用前検査は、その事業用電気工作物が次のいずれにも適合しているときは、合格とする。

- ・その工事が認可を受けた [工事計画] に従って行われたものであること。
- ・主務省令で定める [技術基準] に適合しないものでないこと。

● 電気事業法 第 51 条

同法第 48 条の規定による工事計画の届出をして工事をする事業用電気工作物であって、主務省令で定めるものを設置する者は、主務省令で定めるところにより、その [使用の開始] 前に、当該事業用電気工作物について [自主検査] を行い、その結果を [記録] し、これを [保存] しなければならない。

なお、この検査を [[使用前自主検査]] という。

同法第 51 条の使用前自主検査は、その事業用電気工作物が次のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

- ・その工事が届出をした [工事計画] に従って行われたものであること。
- ・主務省令で定める [技術基準] に適合するものであること。

使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る [体制] について、経済産業大臣の [登録] を受けた者が行う [審査] を受けなければならない。

なお、この審査を「[使用前安全管理審査]」という。

使用前安全管理審査は、事業用電気工作物の [安全管理] を旨として、使用前自主検査の実施に係る [組織]、[検査] の方法、[工程管理] その他主務省令で定める事項について行う。

事業用電気工作物であって公共の安全の確保上、重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その [使用を開始] しようとするときは、当該事業用電気工作物が、主務省令で定める [技術基準] に適合することについて、自ら [確認] しなければならない。

ただし、工事計画の認可または届出に係る事業用電気工作物を使用するときはこの限りでない。

なお、この確認を「使用前自己確認」という。

同法第 51 条の使用前自己確認をした場合には、当該事業用電気工作物の [使用の開始] 前に、その [結果] を [主務大臣] に届け出なければならない。

● 電気事業法施行規則 第 74 条

出力 [500]kW 以上 [2000]kW 未満の太陽電池発電所は、同法第 51 条による使用前自己確認をしなければならない。

● 電気事業法 第 56 条

[経済産業大臣] は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める [技術基準] に適合していないと認めるときは、その [所有者] 又は [占有者] に対し、その [技術基準] に適合するように一般用電気工作物を [修理] し、[改造] し、若しくは [移転] し、若しくはその使用を [一時停止] すべきことを命じ、又はその使用を [制限] することができる。

● 電気事業法 第 57 条

一般用電気工作物と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（以下「電線路維持運用者」という。）は、その一般用電気工作物が経済産業省令で定める [技術基準] に適合しているかどうかを [調査] しなければならない。

ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その [所有者] 又は [占有者] の [承諾] を得ることができないときは、この限りでない。

電線路維持運用者は、調査の結果、一般用電気工作物が経済産業省令で定める [技術基準] に適合していないと認めるときは、[遅滞なく]、その [技術基準] に適合するようにするためとるべき [措置] 及びその [措置] をとらなかった場合に生ずべき [結果] をその [所有者] 又は [占有者] に [通知] しなければならない。

電線路維持運用者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、調査業務を [委託] することができる。

電線路維持運用者は、登録調査機関に調査業務を [委託] したときは、[遅滞なく]、その旨を [経済産業大臣] に届け出なければならない。

委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

● 電気事業法施行規則 第 96 条

法第 57 条に規定される調査業務は一般用電気工作物が [設置された] 時及び変更の工事が [完成した] 時に行うほか、[4] 年に 1 回以上の頻度で調査業務を行う。

ただし、登録点検業務受託法人が点検業務を受託している一般用電気工作物にあつては、[5] 年に 1 回以上。

法第 57 条の規定による技術基準不適合の通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後、相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて [再調査] を行うこと。

一般用電気工作物の調査を行う者は、その身分を示す [証明書] を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを [提示] すること。

調査は、[測定器] 又は [目視] による方法その他の適切な方法により行うこと。

電気工事士法

● 電気工事士法 第 1 条

この法律は、電気工事の [作業に従事] する者の [資格] 及び [義務] を定め、もって電気工事の [欠陥] による [災害の発生] の防止に寄与することを目的とする。

● 電気工事士法 第 2 条

この法律における「自家用電気工作物」とは、[発電所]、[変電所]、最大電力 [500]kW 以上の需要設備を除いた自家用電気工作物をいう。

(補足) この条文により最大電力 [500]kW 以上の需要設備における工事は、電気工事士法に基づいた [第 1 種] 電気工事士による工事の範囲から外れ、電気事業法の自主保安体制に基づいた [電気主任技術者] による工事、維持及び運用の保安の監督範囲として扱われる。

なお、その監督下の作業において、電気工事士資格は [不要] となる。

この法律において「電気工事」とは、電気工作物を [設置] し、又は [変更] する工事をいう。ただし、政令で定める [軽微な工事] を除く。

● 電気工事士法施行令 第 1 条

電気工事から除かれる「軽微な工事」は次のとおり。

- ・接続器又は開閉器に [コード] 又は [キャブタイヤケーブル] を接続する工事。
 - ・電気機器又は蓄電池の端子に電線を [ねじ止め] する工事。
 - ・ [電力量計] 若しくは電流制限器又は [ヒューズ] の工事。
 - ・インターホーン、火災感知器等に使用する二次電圧 [36]V 以下の小型変圧器の二次側の配線工事。
 - ・電線を支持する柱、腕木等の [支持物] の工事。
 - ・ [地中電線] 用の暗渠又は管の工事。
-

● 電気工事士法 第 3 条

第 1 種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、[自家用電気工作物] に係る電気工事の作業に従事してはならない。

第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、[一般用電気工作物] に係る電気工事の作業に従事してはならない。

自家用電気工作物に係る電気工事のうち、特殊電気工事については、[[特種電気工事資格者]]でなければ、その作業に従事してはならない。

● 電気工事士法施行規則 第2条

法第3条の特殊電気工事とは次のとおり。

- ・ [ネオン] 工事。
- ・ [非常用予備発電装置] 工事。

電気工事のうち電気工事士が直接作業に従事すべき作業は次のとおり。

- ・ [電線] 相互を接続する作業。
 - ・ [がいし] に電線を取付けまたは取外す作業。
 - ・ [電線] を直接造営材に取付けまたは取外す作業。
 - ・ 電線管等に電線を [収める] 作業。
 - ・ [配線器具] を造営材に取付け若しくは取外し、又はこれに電線を [接続] する作業ただし、露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。
 - ・ [電線管] を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックス、その他の附属品とを接続する作業。
 - ・ 金属製の [ボックス] を造営材に取付け、又はこれを取外す作業。
 - ・ 電線管等が造営材を [貫通] する部分に金属製の [防護装置] を取付け、又はこれを取外す作業。
 - ・ 金属製の電線管等を、建造物の [メタルラス] 張り、[ワイヤラス] 張り又は [金属板] 張りの部分に取付け、又はこれらを取外す作業。
 - ・ [配電盤] を造営材に取付け、又はこれを取外す作業。
 - ・ [接地線] を電気工作物に取り付け、若しくはこれを取外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を [地面に埋設] する作業。
- ただし、電圧 [600] V 以下で使用するものを除く。
- ・ 電圧 [600] V を超えて使用する電気機器に電線を接続する作業ただし、この作業は [第1種] 電気工事士に限る。

なお、上記以外の作業及びこれを [補助] する作業は「軽微な作業」となる。

● 電気工事士法の用語について

[[軽微な工事]] とは、施行令第1条「電気工事」から除かれる工事をいう。

電気工事ではないため、電気工事士資格は [不要] であり、電気工事業法も適用されない。

[[軽微な作業]] とは、施行令第 2 条「電気工事」のうち、電気工事士が直接作業に従事すべき作業を除いた作業、及び電気工事士の [補助] をする作業をいう。

電気工事ではあるが、電気工事士の資格は [不要] である。また、電気工事であるため電気工事業法は適用される。

● 電気工事士法 第 3 条

自家用電気工作物に係る電気工事のうち「簡易電気工事」について、[[認定電気工事従事者]] は、その作業に従事することができる。

なお、電気工事士法施行規則第 2 条簡易電気工事は電圧 [600]V 以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事とする。ただし、電線路に係るものを除く。

これにより、第 1 種電気工事士免状の交付を受けていない者でも、自家用電気工作物の [低圧] 部分の工事に従事することができる。

● 電気工事士法 第 4 条

・電気工事士免状は [都道府県知事] が交付する。

・特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、[経済産業大臣] が交付する。

第 1 種電気工事士免状は、第 1 種電気工事士試験に合格し、かつ、電気に関する工事に関し [5] 年以上の経験を有する者でなければその交付を受けることができない。

ただし、学校教育法による大学等において電気工学に関する課程を修めて卒業した者にあつては、卒業後 [3] 年以上の経験を有する者とする。

第 1 種電気工事士は、第 1 種電気工事士免状の交付を受けた日から [5] 年以内に、自家用電気工作物の保安に関する [講習] を受けなければならない。

[[都道府県知事]] は、電気工事士が [電気工事士] 法または [電気用品安全] 法の規定に違反したときは、その電気工事士免状の [返納] を命ずることができる。

● 電気工事士法 第 5 条

電気工事士等は、電気工事の作業に従事するときは主務省令で定める [技術基準] に適合するようにその作業をしなければならない。

電気工事士等は、電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状等を [携帯] してしなければならない。

電気工事業法

● 電気工事業法 第 1 条

電気工事業の業務の適正化に関する法律（これを「電気工事業法」という。）は、電気工事業を営む者の [登録] 及びその [業務] の規制を行うことにより、その [業務] の [適正な実施] を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の [保安の確保] に資することを目的とする。

● 電気工事業法 第 2 条

この法律でいう「電気工事」とは、[電気工事士] 法に規定する電気工事をいう。ただし、[家庭用電気機械器具] の販売に付随して行う工事を除く。

● 電気工事業法 第 3 条

電気工事業を営もうとする者は、当該営業所の所在地を管轄する [都道府県知事] の [登録] を受けなければならない。

また、この登録を受けた者を「[登録電気工事業者]」という。

● 電気工事業法 第 17 条

[自家] 用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の [10] 日前までに、当該営業所の所在地を管轄する [都道府県知事] に [通知] しなければならない。

また、この通知をした者を「[通知電気工事業者]」という。

● 電気工事業法 第 19 条

登録電気工事業者は、その [一般] 用電気工事の業務を行う営業所毎に、[一般] 用電気工事の作業を [管理] させるため、[第 1 種電気工事士] 又は [3] 年以上の実務経験を有する [第 2 種電気工事士] を、[主任電気工事士] として、置かななければならない。

● 電気工事業法 第 20 条

主任電気工事士は、一般用電気工事による [危険] 及び [障害] が発生しないように一般用電気工事の [作業の管理] の職務を [誠実] に行わなければならない。

一般用電気工事の作業に [従事する者] は、[主任電気工事士] がその職務を行うため必要があると認めてする [指示] に従わなければならない。

● 電気工事業法 第 23 条

電気工事業者は、電気用品安全法に規定される [PSEマーク] が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

● 電気工事業法 第 34 条

建設業法に規定する [建設業者] であって電気工事業を営むものについては、電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

前項に規定する者は、電気工事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を当該営業所の所在地を管轄する [都道府県知事] に届け出なければならない。

電気用品安全法

● 電気用品安全法 第1条

この法律は、電気用品の〔製造〕、〔販売〕等を規制するとともに、電気用品の〔安全性の確保〕につき民間事業者の〔自主的な活動〕を促進することにより、電気用品による〔危険〕及び〔障害〕の発生を防止することを目的とする。

● 電気用品安全法 第2条

この法律において「電気用品」とは、次のものをいう。

- ・〔一般用電気工作物〕の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの。
- ・〔携帯発電機〕であつて、政令で定めるもの。
- ・〔蓄電池〕であつて、政令で定めるもの。

この法律において「特定電気用品」とは、〔構造〕又は〔使用方法〕、その他の〔使用状況〕からみて特に〔危険〕又は〔障害〕の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。

● 電気用品安全法 第3条

電気用品の〔製造〕又は〔輸入〕の事業を行う者は、〔事業開始〕の日から〔30〕日以内に、諸事項を〔経済産業大臣〕に届け出なければならない。

なお、前項の届出をした者を〔届出事業者〕という。

● 電気用品安全法 第8条

届出事業者は、電気用品を〔製造〕し、又は〔輸入〕する場合には、電気用品の〔技術基準〕に適合するようにしなければならない。

● 電気用品安全法 第9条

届出事業者は、その製造又は輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を〔販売〕する時まで、〔適合性検査〕を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

● 電気用品安全法 第 10 条

届出事業者は、電気用品の [技術基準] への適合及び特定電気用品の [適合性検査] の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に [PSEマーク] を付することができる。

また、前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと [紛らわしい表示] を付してはならない。

● 電気用品安全法 第 27 条

電気用品の [製造]、[輸入] 又は [販売] の事業を行う者は、同法の規定によるPSEマークが付されているものでなければ、電気用品を [販売] し、又は [販売] の目的で [陳列] してはならない。

● 電気用品安全法 第 28 条

[電気事業者]、[自家用電気工作物を設置する者]、[電気工事士] 等はPSEマークが付されているものでなければ、電気用品を電気工作物の [工事] に使用してはならない。

● 電気用品安全法 第 42 条

[経済産業大臣] は、危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の [拡大] を防止するため特に必要があると認めるときは、販売した当該電気用品の [回収] を図ること、その他危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電気関係報告規則

● 電気関係報告規則 第1条

「破損事故」とは、電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は〔絶縁劣化〕若しくは〔絶縁破壊〕が原因で、当該電気工作物の機能が〔低下〕又は〔喪失〕したことにより、直ちに、その運転が〔停止〕し、若しくはその運転を〔停止〕しなければならないこと又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。

「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の〔誤操作〕若しくは電気工作物を〔操作しない〕ことにより電気の利用者に対し、電気の〔供給が停止〕し、又は電気の使用を緊急に〔制限〕することをいう。ただし、電路が自動的に〔再開路〕されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。

「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との〔供給電力〕の差をいう。

● 電気関係報告規則 第3条

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、報告対象の事故が発生したときは、事故の〔発生を知った〕時から〔24〕時間以内、可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により報告する。

事故の〔発生を知った〕日から起算して〔30〕日以内に電気事故の報告書を提出する。

所轄産業保安監督部長への報告対象

- ・感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が〔死傷〕した事故。

ただし、〔死亡〕又は病院等に〔入院〕した場合に限る。

- ・〔電気火災〕事故。

ただし、工作物にあつては、〔半焼〕以上の場合に限る。

- ・電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に〔損傷〕を与え、又はその〔機能〕の全部又は一部を損なわせた事故。

- ・電気工作物に係る〔社会〕的に影響を及ぼした事故。

所轄産業保安監督部長への報告対象

次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故。

- ・出力〔90万〕kW未滿の水力発電所。
- ・〔汽力〕を原動力とする火力発電所。